

＜労務講座Ⅲ＞

「労働時間管理をめぐる諸問題とその動向、見直しについて」

主催 鹿児島県経営者協会

働き方改革の一環として2019年4月に労働安全衛生法が改正され、企業は労働時間の客観的把握が必要不可欠となっています。また、2023年4月には月60時間を超える残業代割増率50%が中小企業にも適用されるなど、今日、労働時間管理は労務管理の中心的課題となっています。

自社の労働時間管理に不備はないのか？何を变えればいいのか？そのポイントは？など、疑問をお持ちの企業も多いのではないのでしょうか。

今回は、労働時間と法令、勤怠管理の方法と注意点、労働時間管理の勘どころなどをわかりやすく解説するほか、自社の勤怠管理が適切に行われているか、今一度見直すきっかけにさせていただきたいと思います。

なお、県や会場の方針に則り感染防止対策を講じた上で開催致しますが、ご来場の際は皆様マスクを着用いただき、当日体調不良の際はご無理なさらさないようお願い申し上げます。

記

- 1) 日 時 令和5年 3月 9日 (木) 13時30分 ~ 16時
- 2) 場 所 宝山ホール 2階 第3会議室 [TEL 099-223-4221]
- 3) 内 容
 - ・労働時間の定義
 - ・労働時間管理は誰の責任か？
 - ・労働時間と賃金の切り離しはできるか？（裁量労働その他さまざまな労働時間制度）
 - ・労働時間と安全衛生（いわゆる健康管理時間とは？）
 - ・労働時間の切り捨ては可能か（ロスタイムの取扱いは）？
 - ・労働時間をめぐる監督官庁のうごき
 - ・出勤簿・タイムカードと実労働時間の乖離をどう考えるか？
 - ・勤怠管理システム導入の勘どころ
 - ・割増賃金と労働時間（2024年改正）について ほか
- 4) 講 師 社会保険労務士法人 HR T r u s t 代表特定社会保険労務士 江原 充志氏
- 5) 定 員 40名 [定員になり次第、締め切らせていただきます。複数参加も可能です。]
- 6) 参加費 会 員 3,000円 /人 会 員 外 15,000円 /人
- 7) 申 込
 - ・下記申込書に記入の上、FAXまたはメールにて事務局へお申込み下さい。
 - ・後日、ご担当者様へ連絡事項とご請求書を郵送します。
- 8) 当日欠席の場合は後日資料をお送りし、参加費は返金いたしませんのでご了承願います。



(切り取らずそのままお送りください)

鹿児島県経営者協会（申込みは、FAX 099-225-0402、nakao-ta@po.minc.ne.jp）

＜労務講座Ⅲ＞ 参加申込書

会社名 _____ (TEL _____)

ご担当者所属： ご氏名：	FAX またはメールアドレス
-----------------	----------------

＜参加者＞ 所属部・課名 _____ ご氏名 _____

1) _____

2) _____

3) _____

ご記入頂いたデータは、参加者名簿以外への使用はせず、適切な個人情報管理を致します。

＜申し込み先＞ 鹿児島県経営者協会 担当：中尾 TEL 099-222-3489 FAX 099-225-0402